

木祖村障害者活躍推進計画

令和7年4月～令和12年3月

長野県木祖村

機関名	木祖村役場
任命権者	木祖村長
計画期間	令和7年4月～令和12年3月（5年間）
木祖村役場における障害者雇用に関する課題	<p>木祖村は、人口2,500人弱、職員総数100名（任用職員含む）程度の小規模な自治体である。</p> <p>前計画期間では障害者に限定した募集や体制整備は行ってこなかったが、近年の高齢化や人口減少により、職員を募集しても新たな応募自体がほとんど来ない状況となっている。</p> <p>障害者雇用に至っても同様であり、障害者の職員の高齢化や法定雇用率の引上げも相まって、障害者枠を設けて募集をせざるを得ない状況となってきている。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】各年6月1日時点の法定雇用率以上 （参照）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.84% （法定雇用率：2.5%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う</p>
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。適宜障害者の職員の状況を把握し、適切な人事管理を行う。
取組内容	
1、障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知する。 ○障害者就業支援センターと定期的に面談（3者または2者）を行い、情報共有や相互理解を深める。
2、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局や就業支援センターに相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定、及び創出について検討する。
3、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援期間に所属・登録しており。雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4、その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。